

「瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部を改正する省令（案）」
 に対するパブリックコメントの実施結果について

意見の提出状況

意見の提出件数 2件

パブリックコメントによる意見の概要及び意見に対する考え方

番号	意見の概要	意見に対する考え方
1	<p>特定施設の設置とあわせて他の特定施設の構造等の変更を行う場合、瀬戸内海への影響が増大しない場合があるため、このような場合においても事前評価等の免除を適用してもらいたい。</p>	<p>瀬戸内海環境保全特別措置法(以下「瀬戸内法」という。)は、特定施設の設置による水質の汚濁を未然に防止するとともに、瀬戸内海に流入する汚濁負荷量の総量を削減する観点から、特定施設の設置に係る規制を行っています。</p> <p>特定施設が新たに設置される場合には、事業場から排出される汚濁負荷量の増大に寄与するため、瀬戸内法第5条に基づく許可手続きにおいて、事前評価等を免除する規定は設けられておりません。</p> <p>一方、瀬戸内法第8条に基づく特定施設の構造等の変更に係る許可申請の場合は、汚濁負荷量が増大しない場合が多いことから、事前評価等を免除する場合の規定が設けられており、今回は当該規定に基づく施行規則を改正しようとするものです。</p> <p>このようなことから、今回の施行規則の改正により、特定施設を新たに設置する場合について事前評価を免除する場合を設けることは困難です。</p>
2	<p>ある排水口における排出水の量が増加しても、他の排水口における排出水の量が減少する等により事業場全体としての汚濁負荷量が増大しない場合は、環境への影響も増加しないと考えられる。</p> <p>このため、従前の事前評価等を免除する要件に「当該事業場の排出水の汚濁負荷量が増加しない場合」を加えてもらいたい。</p>	<p>事業場から排出される汚濁負荷量の合計が増大しない場合においても、排水水の量が増大する排水口がある場合は、当該排水口の周辺の環境に対する影響が増大するおそれがあるため、このような周辺環境に対する影響について従前通り事前評価等を実施する必要があります。</p>